

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

藤井寺市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号 ()
代理者 名 称 等
電話番号 ()

法第 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採
について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 藤井寺市
2 行為の着手予定日 年 月 日
3 行為の完了予定日 年 月 日
4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
建設 建築物の建築又は工作物の	(2)	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ)		届 出 部 分	届出以外の部分	合 計
	(i) 敷地面積				m ²
	(ii) 建築又は建設面積		m ²	m ²	m ²
	(iii) 延べ面積		m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
	(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用 途			
	(vi) 緑化施設の面積 m ²	(vii) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積 m ²				

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分毎に記載すること。
4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
5 法第 1 2 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
(1) 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
(2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄（同欄中の () は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
6 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、1 の届出書によることができる。
7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。

受 付 欄	

地区計画等の区域内における行為の届出書について

～届出の手続き～

1 届出期間

工事着手の30日前までとなっています。なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。

2 届出部数

2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面を添付してください。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合している状況を明記してください。

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	<u>位置図</u> （縮尺1，000分の1以上のもの） <u>設計図</u> （縮尺100分の1以上のもの） 委任状（＊5）
建築物の新築、増築、改築、 移転（＊1）	位置図（縮尺1，000分の1以上のもの） <u>配置図</u> （縮尺100分の1以上のもの） <u>緑化施設平面図</u> （縮尺100分の1以上のもの）（＊6） <u>平面図</u> （縮尺50分の1以上のもの） <u>立面図</u> （縮尺50分の1以上のもの） 委任状（＊5）
工作物の建設	同 上
建築物等の用途の変更 （＊2）	同 上
建築物等の形態又は意匠の 変更（＊3）	位置図（縮尺1，000分の1以上のもの） <u>配置図</u> （縮尺100分の1以上のもの） <u>立面図</u> （縮尺50分の1以上のもの） 委任状（＊5）
木竹の伐採 （＊4）	位置図（縮尺1，000分の1以上のもの） <u>区域図</u> （縮尺1，000分の1以上のもの） <u>施工図</u> （縮尺100分の1以上のもの） 委任状（＊5）

備考

＊1 確認申請を伴わない増築等も含みます。

＊2 「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

＊3 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

＊4 「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。

＊5 委任された設計者等の連絡先を記入してください。

＊6 緑化施設平面図は、「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合のみ必要です。

で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図は2面以上必要です。